

宿泊税納入までの 3 STEP

STEP 1

特別徴収義務者の
登録申請

STEP 2

宿泊税の
申告

STEP 3

宿泊税の
納入

宿泊税に関する各種お手続きは、旅館業法に基づく許可及び住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている**全ての宿泊施設の経営者の方**に行っていただく必要があります。



お手続きの詳細については、北海道税務課ホームページに掲載している

- ・ 北海道宿泊税特別徴収事務の手引き
- ・ 北海道宿泊税eLTAXの利用手引き

をご覧ください。

また、北海道税務課ホームページにおいて、各種お手続きに必要な様式を公開しております。

<北海道税務課のホームページ>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>

手書き用の各種様式をご用意しておりますので、必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●問合せ先●

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2階
札幌道税事務所税務管理部課税第二課
電話:011-204-5299



STEP 1 登録申請

添付書類の準備

登録申請書には、次の添付書類が必要です。

①【旅館業の場合】

旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類(写)

【住宅宿泊事業の場合】

住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号の通知書(写)

②【法人の場合】

法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(写)

【個人の場合】

住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)(写)

③宿泊約款や宿泊料金を記載した書面(写)

なお、宿泊施設の営業の許可を受けたものと異なる者を特別徴収義務者とする場合は、事前に宿泊税担当までご相談ください。



登録申請書の作成・提出



「北海道宿泊税特別徴収事務の手引き」9ページをご参照の上、登録申請書を作成し、期限までに提出してください。

提出期限 経営開始日の5日前まで

※ 令和8年4月1日時点で経営開始済みの方は令和8年4月6日まで

eLTAX

eLTAXの入力フォームから申請してください。

郵送

札幌道税事務所税務管理部課税第二課へ送付してください。

持参

最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所に提出してください。

※ 郵送・持参による場合は、登録申請書は北海道税務課ホームページからダウンロードしてください。

特別徴収義務者登録通知書の受け取り

特別徴収義務者の登録完了後、「宿泊税特別徴収義務者登録通知書」を送付させていただきますので、**大切に保管**してください。

特別徴収義務者交付金の受取について、口座振替払いをご希望される場合は、併せて「**口座振替払申出書**」をご提出ください。



STEP 2 宿泊税の申告

①月計表の作成

宿泊料金区分に応じた宿泊者数が記載された、月計表を作成してください。

次の条件が満たされていれば、任意の様式で差し支えありません。

課税対象(宿泊料金が2万円未満、2万円以上5万円未満、5万円以上)及び課税免除の宿泊数

を

宿泊年月日ごとに記載



②申告書の作成

「北海道宿泊税特別徴収事務の手引き」16～19ページを参考に、「宿泊税納入申告書」を作成してください。



必ずどちらも作成して提出してください。

※ ただし、宿泊のない月は、**月計表**の提出は不要です。

納入申告書の提出方法と期限

eLTAX

eLTAXの入力フォームで必要事項を入力してください。

郵送

札幌道税事務所税務管理部課税第二課へ送付してください。

持参

最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所に提出してください。

※ 郵送・持参による場合は、納入申告書は北海道税務課ホームページからダウンロードしてください。

対象期間

申告期限

12月1日から2月末日まで

3月末日

3月1日から5月末日まで

6月末日

6月1日から8月末日まで

9月末日

9月1日から11月末日まで

12月末日

令和8年4月からの導入後、最初の申告期限は
令和8年6月30日です！



eLTAXを利用する場合は、データ作成支援ソフトを利用することで、作成した宿泊税月計表の情報をCSVファイルとして出力し、そのCSVファイルを読み込むことで**簡単に申告手続きが可能**です。



宿泊税に関する帳簿や書類は必ず保存してください。

<保存期間>

帳簿・・・納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年
書類・・・納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年

STEP 3 宿泊税の納入

納入方法の選択



eLTAXで電子申告した場合

… eLTAXを利用して電子納入を行うことが可能です。



eLTAXを利用しない場合(郵送による申告等を行った場合)

… 納入書を作成し、金融機関等で納入してください。

納入書の作成

※ 電子納入の場合は不要です

「北海道宿泊税特別徴収事務の手引き」19～21ページを参考に納入書を作成してください。

※ 納入書は北海道税務課ホームページからダウンロードしてください。



納入書は**必ず3枚1組**で使用してください。

納入期限と納入場所

対象期間	納入期限
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

令和8年4月からの導入後、最初の納入期限は
令和8年6月30日です！

区分

納入書による納入可能な金融機関

道内

銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協、郵便局(※)

※あおぞら銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫、及び三井住友信託銀行を除きます。

道外

北洋銀行、北海道銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、北陸銀行(※)、みずほ銀行(※) ※一部店舗を除きます。

納入可能な金融機関の詳細は、北海道税務課ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/index.html>

